

四日市市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第60号

四日市市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 四日市市都市公園条例（昭和38年四日市市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第1（第8条関係）	
名称	位置
<u>四日市市茶室泗翠庵</u>	（略）
<u>四日市市すわ公園交流館</u>	（略）
<u>四日市市北条野球場</u>	（略）
<u>四日市市三滝テニスコート</u>	（略）
<u>四日市市三滝武道館</u>	（略）
<u>四日市市三滝相撲場</u>	（略）
<u>四日市市中央体育館</u>	（略）
<u>四日市市中央第2体育館</u>	（略）
<u>四日市市中央トレーニング場</u>	（略）
<u>四日市市中央陸上競技場</u>	（略）
<u>四日市市中央フットボール場</u>	（略）
（略）	
<u>四日市市霞ヶ浦体育館</u>	（略）
<u>四日市市霞ヶ浦第1野球場</u>	（略）
<u>四日市市霞ヶ浦第2野球場</u>	（略）
<u>四日市市霞ヶ浦弓道場</u>	（略）
<u>四日市市霞ヶ浦プール</u>	（略）
<u>四日市市霞ヶ浦運動用舟艇場</u>	（略）
<u>四日市市テニスセンター</u>	（略）
<u>四日市市松原テニスコート</u>	（略）

<u>四日市市松原野球場</u>	(略)
<u>四日市市鈴鹿川ラグビー・サッカー場</u>	(略)
<u>四日市市楠多目的運動場</u>	(略)
<u>四日市市楠体育館</u>	(略)
<u>四日市市楠テニスコート</u>	(略)
<u>四日市市本郷河川敷グラウンド</u>	(略)

改正前	
別表第1 (第8条関係)	
名称	位置
茶室泗翠庵	(略)
すわ公園交流館	(略)
北条野球場	(略)
三滝テニスコート	(略)
三滝武道館	(略)
三滝相撲場	(略)
<u>中央緑地体育館</u>	(略)
<u>中央緑地第2体育館</u>	(略)
<u>中央緑地トレーニング場</u>	(略)
<u>中央緑地陸上競技場</u>	(略)
<u>中央緑地フットボール場</u>	(略)
(略)	
霞ヶ浦体育館	(略)
霞ヶ浦第1野球場	(略)
霞ヶ浦第2野球場	(略)
霞ヶ浦弓道場	(略)
霞ヶ浦プール	(略)
霞ヶ浦運動用舟艇場	(略)
<u>霞ヶ浦テニスコート</u>	(略)
松原テニスコート	(略)

松原野球場	(略)
鈴鹿川ラグビー・サッカー場	(略)
楠緑地多目的運動場	(略)
楠緑地体育館	(略)
楠緑地テニスコート	(略)
本郷河川敷グラウンド	(略)

第2条 四日市市都市公園条例の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第1 (第8条関係)	
名称	位置
(略)	
四日市市三滝相撲場	(略)
四日市市総合体育館	四日市市日永東一丁目 中央緑地
四日市市中央第2体育館	(略)
四日市市中央陸上競技場	(略)
(略)	
四日市市霞ヶ浦第2野球場	(略)
四日市市霞ヶ浦プール	(略)
(略)	

改正前	
別表第1 (第8条関係)	
名称	位置
(略)	
四日市市三滝相撲場	(略)
四日市市中央体育館	四日市市日永東一丁目 中央緑地
四日市市中央第2体育館	(略)

<u>四日市市中央トレーニング場</u>	<u>四日市市日永東一丁目 中央緑地</u>
四日市市中央陸上競技場	(略)
(略)	
四日市市霞ヶ浦第2野球場	(略)
<u>四日市市霞ヶ浦弓道場</u>	<u>四日市市大字羽津甲 霞ヶ浦緑地</u>
四日市市霞ヶ浦プール	(略)
(略)	

#### 附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中別表第1から四日市市中央体育館の項及び四日市市中央トレーニング場の項を削る改正 平成31年9月30日
- (2) 第2条中別表第1四日市市三滝相撲場の項の次に1項を加える改正及び同表四日市市霞ヶ浦弓道場の項を削る改正 平成32年5月1日

(都市整備部市街地整備・公園課)